

健民運動キャラバン事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、健康づくり、ふるさとづくり又は子ども・若者活動（以下「健民運動」といいます。）に関する講習会、研修会、講演会等の催し（以下「講習会等」といいます。）の開催に要する経費の一部を助成することにより、各活動の充実を図り、健民運動の普及に資することを目的とするものです。

2 講習会等の要件

この要領による助成対象とすることができる講習会等は、次の各号のいずれも満たすものとします。

- (1) 自主サークル、クラブ、町内会、婦人会、青年団、NPO、市民活動団体などの団体（県、市町、公民館を除く。）が単独又は共同で開催するものとします。
- (2) 主催する団体の構成員も含めて10人以上の参加が見込まれるものとします。
- (3) 主催する団体の構成員ではない者を講師とし（一般県民に対する健民運動の普及に資するものである場合は、その限りではない。）、他に講師の謝金に対する助成を受けないものとします。
- (4) 参加者から参加費を徴収する場合は、参加費と助成金を合わせた額が開催総経費を超えないものとします。
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としないものとします。
- (6) 当本部の後援申請をしているものとします。

3 助成対象の経費及び助成金の額

- (1) 助成対象の経費は、講習会等における謝金とします。
- (2) 助成金の額は、原則として石川県の講師謝金の予算単価に準じた額とし、以下の金額を限度とします。

構成団体：5万円

下部団体：3万円

その他の団体：1万円

4 助成金の交付

助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、同一年度内においては、1団体1回限りとします。

講習会等の目的を達成するために、複数日に分けて実施する場合や参加者の便宜を図るために県内複数会場で実施する場合は、全体で1回とします。

5 交付申請等の手続

この助成金の交付を受けるために必要な手続きは次のとおりです。

(1) 事前相談

この助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」といいます。)は、対象の講習会等(以下「助成金事業」といいます。)の開催計画について電話等により事前相談を行って下さい。

(2) 助成金の交付申請

申請者は、健民運動キャラバン事業実施計画書及び助成金交付申請書(様式第1号)に開催要項、パンフレット等の資料を添付し、本部長あてに提出して下さい。

(3) 助成金の交付決定

本部長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするとともに、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に対して速やかに通知します。

(4) 実績報告

申請者は、助成金事業が完了したときは、完了してから10日以内に、健民運動キャラバン事業実績報告書(様式第2号)及び講師謝金に係る領収書(コピー可)や写真などの証拠書類を添付のうえ、本部長あてに提出して下さい。

(5) 助成金の額の確定

本部長は、実績報告を受けたときは、助成金事業が助成金の交付決定の内容に適合するものかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知します。

(6) 助成金の交付

助成金の支払いは、交付すべき助成金の額を確定した後、これを行うものとします。上記の支払い請求は、健民運動キャラバン事業助成金請求書(様式第3号)により行うものとします。

6 その他

助成金の交付についてはこの要領によるもののほか、石川県補助金交付規則(昭和34年7月20日石川県規則第29号)の例によるものとします。

様式1号～3号につきましては、健民運動推進本部ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

<連絡先>

石川県健民運動推進本部事務局

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(県民文化スポーツ部県民交流課内)

TEL 076-225-1366 FAX 076-225-1363

キャラバン事業担当